

平成27年12月定例会 総務委員会（事前）

平成27年11月26日（木）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

岸本委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時48分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の12月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（資料①②③）

- 議案第1号 平成27年度徳島県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第6号 徳島県行政不服審査会設置条例の制定について
- 議案第7号 徳島県税条例の一部改正について
- 議案第19号 当せん金付き証票の発売について
- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

なし

原経営戦略部長

12月県議会定例会に提出を予定してございます案件につきまして、お手元に御配付の平成27年12月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明申し上げます。今回提出いたします案件は、議案29件及び報告3件でございます。

その内訳は、予算案が第1号及び第2号の2件、条例案が第3号から第15号までの13件、負担金議案が第16号の1件、契約議案が第17号の1件、その他の議案が第18号から第29号までの12件、そのうちの第20号から第29号までの10件が公の施設の指定管理者の指定についてでございます。報告につきましては、第1号から第3号までの3件となっております。

なお、現時点における追加提出予定議案でございますが、今年度の人事委員会勧告に基づく職員給与の取扱いにつきましては鋭意検討中であり、知事等特別職の給料減額措置の延長と併せまして、内容が固まり次第、必要な給与関係議案を速やかに調製し、一般質問の日に追加提案させていただきたいと考えております。

それでは、議案の順序に従い、順次御説明いたします。まず、予算案につきましては、お手元に御配付の平成27年度12月補正予算（案）の概要を御覧いただきたいと存じます。

まず、1ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、平成27年9月関東・東北豪雨等の教訓を踏まえた災害予防対策の強化や若者の県内企業等への就業促進、人材確保対策などの喫緊かつ重要な課題に切れ目なく対応するため、二つの視点に立って編成いたしました。

一つ目は、（１）に記載のとおり、平成27年9月関東・東北豪雨を教訓に、県民の命と財産を守るための災害予防対策や公共施設等の機能回復のための緊急対策などの「安全・安心対策の推進」、二つ目の（２）は、若者の県内企業等への就業を促進し、県内企業が求める産業人材を確保するための新たな基金の創設や、中小企業におけるマイナンバー制度への対応支援などの「経済・雇用対策の推進」、これらの施策に取り組むこととしてございます。また、補正予算の規模といたしましては、２の一般会計補正予算規模にお示ししてございますとおり、全て一般会計で、16億9,522万4,000円となっております。

資料２ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります、（１）に記載のとおり、国庫支出金、寄附金、繰入金、繰越金及び県債となっております。

また、歳出につきましては、（２）に記載のとおり、総務費、衛生費、農林水産業費、商工費及び土木費におきまして、補正額を計上してございます。

歳出の性質別の内訳につきましては、３ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、もう一度、一枚物の提出予定議案を御覧ください。予算以外の案件につきまして、御説明いたします。

第３号の条例改正につきましては、食品表示法第４条第１項の規定に基づき、食品表示基準が定められたことに鑑み、所要の改正を行うものでございます。

第４号の条例制定につきましては、大学生等の県内における就業を促進し、本県産業を担う人材の確保を図るために実施する奨学金の返還の支援に要する経費に充てるため、徳島県奨学金返還支援基金を設置するものでございます。

第５号の条例制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に鑑み、個人番号及び特定個人情報の利用に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第６号の条例制定につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴いまして、徳島県行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

第７号の条例改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、申告書等の記載事項に個人番号及び法人番号を追加する等の改正を行うものでございます。

第８号の条例制定につきましては、個人県民税の税額控除の対象とする寄附金を受け入れる控除対象特定非営利活動法人に対する寄附を促進し、地域において活動する特定非営利活動法人を支援するため、控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものでございます。

第９号の条例改正につきましては、がん登録等の推進に関する法律の制定に鑑み、本県におけるがん情報等を、がんに係る調査研究を行う者に提供する事務に係る手数料を定

めるものでございます。

第10号の条例改正につきましては、がん登録等の推進に関する法律が制定され、全国がん登録が実施されることに鑑み、がん登録等の推進について定める等の改正を行うものでございます。

第11号の条例廃止につきましては、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等の対象事業が終了したことに伴いまして、徳島県介護基盤緊急整備等臨時特例基金を廃止するものでございます。

第12号の条例廃止につきましては、介護職員処遇改善等臨時特例交付金の対象事業が終了したことに伴いまして、徳島県介護職員処遇改善等臨時特例基金を廃止するものでございます。

第13号の条例制定につきましては、障がいのある人に対する差別の禁止や、地域社会における障がいのある人の自立及び社会参加等に向けた取組について基本理念を定め、県の責務や市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進することにより、全ての県民が障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し合いながら、地域で安心して暮らせる共生社会の実現に寄与するため、条例を制定するものでございます。

第14号の条例改正につきましては、本県の交通網の更なる強化を図るため、徳島県道路整備利用促進基金につきまして、道路以外の交通施設及び輸送サービスの利用の促進に要する経費にも充てられることとするものでございます。

第15号の条例改正につきましては、電気事業法の一部改正に伴い、所要の整理を行うものでございます。

第16号の受益市町村負担金につきましては、地方財政法第27条第2項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

第17号の変更請負契約につきましては、総合情報通信ネットワークシステム再整備工事について、工事内容の見直しなどから、契約金額を変更するものでございます。

第18号の動産の取得につきましては、消防防災ヘリコプターの取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決をお願いするものでございます。

第19号の当せん金付証票の発売につきましては、平成28年度における宝くじの発売について、当せん金付証票法第4条の規定により、その限度額について議決をお願いするものでございます。

第20号から第29号までは、公の施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決をお願いするものでございます。

続きまして、報告案件でございます。

報告第1号、損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては6件で、合計金額は123万772円となっております。

報告第2号、損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告についま

しては6件で、合計金額は135万8,000円となっております。

報告第3号、損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては1件で、金額は19万4,400円となっております。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部、監察局、出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。お手元の総務委員会説明資料により、その概要を御説明申し上げます。今回、提出を予定しております案件は、予算案1件、これは第1号でございます。条例案2件、これは第6号と第7号でございます。その他議案1件、これは第19号でございます。報告1件、これにつきましては、報告第1号となっております。

説明資料1ページをお開きください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、表の一番下に記載のとおり、補正前の限度額が549億5,100万円、補正後の限度額が551億2,000万円であり、1億6,900万円の補正をお願いするものでございます。

2ページをお開きください。

2のその他の議案等についてでございます。2ページから3ページに記載しております（1）条例案2件及び（2）当せん金付証票の発売についてにつきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

4ページをお開きください。

（3）専決処分の報告についてでございますが、アの職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分につきましては4ページから5ページに記載の6件、合計123万772円でございます。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

なお、経営戦略部、監察局、出納局からの報告事項はございません。

どうぞ御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岸本委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

達田委員

先ほど説明をしていただきました条例案ですけれども、徳島県行政不服審査会設置条例ということで、行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要があるということですので、これまで県行政に不服があるという方の場合、どのような対応をしてきたのか。そして、条例が制定されることによって、これまでと変わる点というのはどういった点なのでしょう。

佐藤行政改革室長

達田委員から、これまで徳島県庁において不服申立てが出された場合、どのように処理していたのかという点について御質問を頂いたところでございます。

これまでは、不服申立てがなされた後の処理につきましては、特段の規定が行政不服審査法の中にはございませんでした。このため、審査請求を受け取った所属、これは行政処分を行った所属となりますけれども、その所属においてその申立て内容を審議し、裁決し、処理していたというところでございます。

今回、行政不服審査法の改正に伴いまして、この審査請求が出された後の手続について、より客観性、公正性を高めていくために、この行政処分にかかわっていない職員、いわゆるその行政処分のライン以外の職員による審理員制度の導入でありますとか、審理員が行った審理手続の適正性や法令の解釈をも含めた審査庁、これは県になりますけれども、県の判断の妥当性を第三者の立場でチェックをする第三者機関、これが行政不服審査会となります。これの設置等というものが定められたというものでございます。

達田委員

ということは、県の職員でない第三者が委員になられるということなんですね。より公平性が高まるであろうということなんですけれども、この審査会の委員さん、5人以内ということなんですけれども、誰々がなっているかというような名簿を作成するというのがたしか努力義務になっていると思うんですけど、県の場合は、この委員にこういう方がなっているというのは公表されるのでしょうか。

佐藤行政改革室長

行政不服審査会の委員にどういった方がなるかという御質問を頂いております。

行政不服審査会の委員につきましては、高い専門性、法律分野でありますとか、そういった分野を適正に解釈するという必要がございますので、そちらの条例案のほうにも書かせていただいておりますが、法律や行政について、高い知識を有する者ということで、現状で想定されますのは、例えば法令分野に詳しい知識を有するということであれば法曹界、弁護士とか、あとは行政分野に詳しい知識を有する者ということであれば、例えば大学の教授といった分野の方が考えられるかと思えます。

附属機関の委員ということになりますので、我々のほうが任命を行いまして、県にはほかにも様々な審議会とかございますけれども、それと同じように任命を行うということになります。

達田委員

そうしますと、今までは直接不服がある部署に行って、不服がありますと言って申し出されていたわけですね。いろんな部署でいろんな不服がある方もいらっしゃるかもわかりませんが、この条例の改正によって黙って我慢するというのではなく、県民

が不服の申立てをしやすくなるという道が開けるのかなと思うんですけれども、これまで聞いた範囲では、県に言ってもどうせ認めてくれないということで、いろいろ不服があっても我慢をしたというような方とか、なかなか申出をしてもその主張が通らない、全て県が正しいということで取り扱われてきたということですから、そういう点は改善されていくと受け取ってよろしいでしょうか。

佐藤行政改革室長

住民から見た場合、不服審査ということで、しやすくなるのかという御質問を頂いております。

審査請求が出せる出せないという点につきましては、これまで同様というところがございます。県として、受け取った後の処理の部分について第三者機関を置くことによって、より透明性を高めていくという趣旨の今回は改正でございます。

達田委員

一つお伺いしたいんですけれども、不服がありますという場合に、まずどこへ持っていくんですか。手順をちょっと教えてください。

佐藤行政改革室長

まず、審査請求を出す方というのは、行政処分を受けた方というのが前提になってくるところでございます。処分を受けた方が、その処分の内容に不服があるという場合、その処分を実施した処分庁と呼んでおりますけれども、県庁のどこかの所属というところに審査請求書を出してくるということになります。

この段階で、例えば抽象的な不服申立てである場合がありますとか、処分の相手方以外、いわゆる処分を受けた人でない人からの請求など、法律上の利益がないということが明らかである場合とか、あと審査請求期間、これが今60日であるのが今回3か月に延長されておるわけですが、その期間を過ぎている、かつ、そのことについて正当な理由がないということが明らかな場合について、審査請求が不適法であるという場合につきましては、審理手続を経ずに却下ということもあるということでございます。

達田委員

処分を受けたところに持っていくということで、それが審査のほうに回るのかどうかという判断ですね。きちんと内容を見て審査のほうへ持って行ってくれるのかどうか、公平性があるのかどうかということで、やっぱり処分をしたところに持っていくわけですから、公平に見てくれるのかという心配もあるんですけれども、その公平性を保つためにはどうされるのでしょうか。

佐藤行政改革室長

審査請求を出してくる方につきましては、事務担当課のほうに審査請求書を持っていくこととなりますけれども、それを受けまして、先ほど申し上げましたような適法性があるか否か、ここまでは事務担当課のほうでチェックをするような形を今考えております。

適法性があるということになりますと、審理員と申しまして、直接その処分にかかわっていない職員が審理を行いまして、その行政不服審査会のほうに諮るということとなります。

行政不服審査会のほうは第三者機関でございますので、公平性、公正性というものは保たれた形での審査ということになりますので、そこで諮問、答申を受けまして、我々のほうで最終判断をする。我々というのは、県の事務担当課のほうで最終の裁決を行うということになります。

#### 達田委員

不服のある方ができるだけ公平な審査を受けることができるように、そこへ持っていくまでの間、公平に対応していただけるよう、是非この条例が生きてくるように願っております。

#### 長尾委員

先ほどの提出予定議案の説明で、いろんな施設の指定管理の方針の問題がございまして、それに関連して電力料金についてお聞きいたしますが、県と電力会社との契約の時期というか、更新の時期というのはいつなんでしょうか。

#### 篠原管財課長

庁舎等の電力の契約の更新の時期ということについてでございますけれども、通常でございましたら、もうそのまま連続で契約そのものが次年度にわたっても継続はしていくと。その一方で、私どもが平成25年度から導入しております新電力からの電力の調達、これにつきましては、これまで短期間でございますけれども、1年ごとの入札ということで契約をやってきております。したがって、例えば1月1日から12月31日まででありましたり、あと7月1日からの契約でありましたり、その年度の途中で切替えをやるといった状況になってございます。

#### 長尾委員

今、新電力という話がありました。そこでお伺いしますが、今、徳島県はどういう会社と契約を結んでおりますか。

#### 篠原管財課長

私ども県におきます新電力との電力供給調達の契約についてでございますけれども、今現在、一つは平成25年度から六つの県内の合同庁舎、これにつきましては平成26年1月1

日から株式会社エネットと契約をして、さらにその後、平成27年7月1日からでございますが、県内施設の19施設でございますけれども、株式会社F - P o w e r と契約を締結しておるという状況でございます。

長尾委員

そこでお聞きしますが、今徳島県の県有施設、この県庁をはじめとした県有施設で1年間にかかる電力料金というのは幾らなんですか。

篠原管財課長

庁舎におけます1年間の電力使用料金ということでございますけれども、私ども管財課のほうで管理をしております先ほど申し上げました六つの合同庁舎、それからこの本庁舎、この二つの合計の金額で申しますと、平成26年度の実績で電気料金は約1億2,400万円となっております。

長尾委員

今私がお聞きしたのは、この県庁舎と出先だけじゃなくて、全県の県有施設の電力料金をお聞きしたわけでございまして、これはわからないということですね。

篠原管財課長

いわゆる県の全ての関係施設の電気料金が幾らかというところまでは、現在データを保有はいたしておりません。申し訳ございません。

長尾委員

これが実態だと思うんですが、いわゆるどの会社でも、我が企業が使っている電力料金が1年間に幾らというのはわかって当たり前の話なんだけど、それがわからないというのが徳島県の会計の状況になっている。

従来、新公会計制度ということも私も言ってきて、そういうことになればわかると思うんだけど、今は本当に残念なことに県の経営戦略部、中でも管財課というのは全ての県有施設を所管して、大きな施設から小さな施設まで全てボタン一つ押せばわかるというようなシステムが本来必要だと思うし、これを早急にやってもらいたいと思います。

それで、徳島県は四国電力と新電力として株式会社F - P o w e r ともう一つで、新電力二つということではありますが、来年4月から電力完全自由化というのが始まるわけがあります。既に、この新電力に民間企業も都道府県も続々と切り替えておると。本県も二つ実験的にやっているけれども、昨年1月末に神奈川県が公共施設の9割、それまで東京電力だったのを新電力に切り替えたことで、神奈川県は1億5,000万円節減できた。神奈川県の人口規模と徳島県の人口規模を考えれば10倍ぐらいだと思うので、神奈川県が1億5,000万円削減できたということは、徳島県は1,500万円電気料金が削減できるというこ



とになってくるのではないか。各都道府県の新電力からの電力の購入割合が高いのは長野県が83.7%で、いわゆる従来の中部電力から新電力に変えたのが83.7%。長崎県は56.1%。その間、宮崎県、福岡県、大分県でも約3割から4割で、九州ではこの新電力への切替えがどんどん進んでいるという状況でございます。

そこでお聞きしますが、先ほど徳島県は二つの新電力の報告があったけれども、今報告があった県庁舎と出先の新電力の割合というのは幾らでしょうか。

岸本委員長

小休します。（14時17分）

岸本委員長

再開します。（14時18分）

篠原管財課長

誠に恐れ入ります。また後ほど御報告をさせていただければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

長尾委員

では、付託委員会のときにきちっと報告をしていただきたい。

いずれにしても、今申し上げた神奈川県をはじめ、九州のような何割というレベルではないと思う。多分ほんの数パーセントという状況の中で、経営戦略部という戦略という名前までついているわけで、どうやったら県民の税金を節約できるか。神奈川県は1億5,000万円節減したというわけでありますから、徳島県も切り替えればかなり期待できる。しかしながら、当然、四国電力さんとは長いお付き合いもある。そういう中で、緊急時であるとかいろんなことのあるときに、その新電力の場合はどうだ、従来の四国電力の場合はどうだ、そういったことをよく勘案をしなくてはならないということもあると思います。

そういう中で、徳島県としても来年4月からの電力自由化、しかも50キロワット以上の高圧と50キロワット未満の低圧、各家庭でも今回はそういうことが自由化になる中で、行政が、県が率先垂範をして電力の節減を図っていくことが大事だと思います。しかもさっき言ったように、徳島県の電力がわからないということは大変大きな問題で、このことがわかるようなシステム、そしてこの新電力への対応計画を早急に経営戦略部だけでなく、全ての部局で一括して新年度早急に立ち上げて節減を図るべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

篠原管財課長

委員おっしゃいますとおり、いよいよ来年4月から電力の完全自由化ということが予定をされております。先ほども申し上げました県庁施設の25施設というところで、非常に短

期間ではございますけれども、導入前の予測といたしますか、一定の経費の節減効果、これが表れているという状況でございます。

また一方では、今回の新規参入、どんどん参入をしておりますけれども、それに伴いまして、従来にも増して多様なサービス、こうしたものが展開されるということも伝えられておりますし、こうした状況において、どのような選択を行うことが県にとってメリットがあるのか、メリットにつながるのかというところをまずはしっかりと見極めてまいりたいと考えております。

それから、もちろんこの見極めはもとよりですけれども、そうした対象25施設以外の対象施設の洗い出し、それから施設の特性とそれぞれの施設の消費する電力規模、そうしたことも把握する必要も今後ございます。まずはこうしたことにつきまして十分にしっかりと把握、それから整理等々を行いまして、同時に私ども管財課が旗振り役になって、管理者のほうにも働きかけを行っていきたいと考えております。

また、そうした上で、こうした取組が導入による経費削減といったことにつながるように、一つの推進体制といったものを設けまして、その中で新電力の導入、対象施設、それから経費の節減の見込みなどについて検討し、計画化を図りまして、電気料金節減の早期発現に一生懸命つなげてまいりたいと現在考えておるところでございます。

#### 長尾委員

今の答弁はいいと思うんだけど、その中で足りないのは調査はいつまでにやるのか、それから、その調査をもとにして、その原因を見つけての対応。ここは新電力にするとか、大も小もいっぱい施設がある。その計画を一体いつまでにつくるのか。エンドレスじゃないわけだから、これが急ぐことだということが入ってない。だから、調査をいつまでにして計画策定をいつまでにするのか、それはどうですか。

#### 篠原管財課長

調査等、いつまでにそういったことを完遂するのかという御質問でございます。

先ほど申し上げましたように、対象施設、どういう庁舎が適切かといった洗い出し、それから施設の特性、現在の電力規模であるとか、そういった導入に向けた検討に必要な事柄につきましては今年度作業を進めまして、それとともに、いろんな事業者さんが模索をしているそういうサービスもつかみながら、その後、体制づくりを段階的にやっていきたいと考えております。

#### 長尾委員

調査は今年度中に行うということですね。そして、さっきも言ったように神奈川県は9割ということで、その調査をもとに新電力をどれだけという目標設定も含めて、具体的な計画をいつまでにつくるんですか。

### 篠原管財課長

計画そのもの、それから今委員おっしゃいました、そういった目標をどこに置くのかといったことにつきましては、先ほど申し上げましたように年度内に作業を進めまして、新年度になろうかと思えますけれども、策定を図っていきたいと考えておるところでございます。

### 長尾委員

新年度中に策定をするというのは、来年4月からの1年間にその目標を定めた上で計画を策定するということですね。これをいち早くやって、そういう県民の税金をある意味有効に使う。今、本当に様々な分野でやりたくてもできない事業や、今日もあったけれども奨学金の支援をすとか、様々な事業ができるわけですから、神奈川県は1億5,000万円、その1割でも浮けば大変大きな金額であります。

このことについては、真剣に全県で取り上げて、大規模な施設、家庭とレベルが同じような50キロワット未満の施設、全部含めて掌握をして、どのようにすれば効果的な削減ができるのかといったことを経営戦略部として、そして所管の管財課として早急に対応していただきたい。是非その件で、その決意を部長に言っていただけたらと思います。

### 原経営戦略部長

長尾委員のほうから、電力の小売全面自由化ということでございます。少し繰り返しになりますが、一つは業界のほうで、今後例えば四国電力もそうですが、各地域の電力会社のグループによるエリア外の供給でありますとか、あるいは電力会社以外の例えば携帯電話など異業種との連携、あるいは新規の参入業者、こういうのもかなり増えてくるということで、新たな動きが活発化することが想定されます。また、多様な料金メニューとかセット割引など、これまでにないサービスが生まれるということで、自由化のメリットがかなり拡大すると私も認識してございます。そういう意味で、今後の自由化による開放された市場の動向をしっかりと見極める必要があると思っております。

それともう一つは、消費者側である私どもですが、先ほども申し上げましたように、今度は50キロワット未満も自由化の対象になるということですから、まず我々はそういう施設の洗い出しをやらないといけない。その施設について、今までどういう電力規模であったり、あるいはどんな種類の契約をしていたのか、そういうことも全部調査をする必要があると思えます。

そういう意味では、今の状況下ではまずそういう状況もありますので、調査もするというところでございます。そういう中で、まず他部局と連携して、しっかり我々執行部も情報収集してそれを共有する。そして最大限自由化のメリット、これはまさしく電気料金の節電だと思いますので、そういうものを最大限享受できるように準備を進めたい。そういう意味では、平成25年に新規電力の入札以後、全部局を対象にした説明会などもやってございますので、そういう説明会を発展的に協議会、あるいは検討会みたいなものとして設置

いたしまして、その中で議論しながら先ほど言われました計画づくりもそこで議論する。そして、できるだけ早く県民の皆さんに対し県ができるだけ料金を節減しているということを出すために、そういうことをしっかりやっていきたいということで、教育委員会、あるいは県警察、そういう知事部局と全部局が連携してしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 長尾委員

まずは隗より始めよということで、県庁が二つの新電力、小さい存在だけどやっていくのは大事なことで、今も部長がおっしゃったように、当然四国であれば四国電力とか、既設の電力会社も新電力に対抗して、様々な危機感を持って知恵を出して正に競争になるということで、よく見極めることが大事だと思います。

例えば、企業局が売電をするのも四国電力だけでいいのか。新電力に売ったほうが、はるかに収入が上がるといったことも他県ではあるわけです。例えば、東京都は脱東電という指示のもとで、先ほどあった株式会社F-Powerに切り替えた。契約の違約金を14億円払っても、それよりも売電収入が年間17億円あるということで、違約金を払ってももうかるというようなこともあるわけで、そういう意味では本当に新電力と既設の電力との大変な競争が激化する中で賢明な状況分析をして、もちろんいろんなメリット、デメリットがあると思いますが、よく精査をして今おっしゃったような検討会で研究して、しっかりと県民にとっていい形での新電力も含めた電力の購入計画を、是非一つ検討していただきたい。期待しております。

#### 岸本委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（14時33分）

